

(表1)17年3月期における不良債権等の状況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権			個別貸倒 引当金	不良債権 処分損
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権		
都銀・長信銀等・信託	7.6 (▲6.2)	4.8 (▲2.0)	2.8 (▲4.2)	2.0 (▲0.6)	2.0 (▲1.5)
うち主要11行	7.4 (▲6.2)	4.7 (▲2.0)	2.7 (▲4.2)	1.9 (▲0.5)	2.0 (▲1.5)
地域銀行	10.4 (▲2.4)	7.3 (▲1.5)	3.1 (▲1.0)	2.4 (▲0.5)	0.9 (▲1.0)
小計(全国銀行)	17.9 (▲8.7)	12.1 (▲3.5)	5.9 (▲5.2)	4.4 (▲1.1)	2.8 (▲2.5)
協同組織金融機関	7.0 (▲1.0)	5.3 (▲0.7)	1.6 (▲0.4)	2.0 (▲0.3)	0.5 (▲0.1)
合計(預金取扱金融機関)	24.9 (▲9.7)	17.4 (▲4.2)	7.5 (▲5.5)	6.4 (▲1.4)	3.4 (▲2.6)

(注) 1. ()内は、16年3月期からの増減額。

2. 都銀・長信銀等・信託の計数は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。

3. 主要11行の計数は、都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

4. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

5. 計数は、みずほグループ各行、UFJ銀行、北陸銀行、西日本シティ銀行の再生専門子会社分を含む。

6. 金融再生法開示債権における協同組織金融機関には、信農連等を含まない。